塩尻

卅

和書門 類
二五一〇九號
九六函
一〇架
六〇冊

内閣文庫
和書 類
二五一〇九號
六〇冊
二二函
二四架

内閣文庫

番號	和 25109	
冊數	60	(36)
函號	211	307

国立公文書館
National Archives of Japan

拾一ノ中

重。無住國師ハ姓ハ平氏（梶原景時カ甥）始ハ台家の学者にて
三井寺の死光坊に従せり　入峯の後にて臣比剥髪
ありし児のそかれしありしハ世をうきあまり思ひ
すて尾張國山田の木ケ浜に隠れ寂傍と称せし
となん

曰。古来俗書に春雷高く鳴るハ雄雷早く止み
其鳴り低くたるハ雌雷にして其年水気多しといへり
本草ニ避雷震焼木を門戸に掛れば火災を避る
葉けと復すれば驚心を治すといへり

曰。和州多武峯の神像破裂古へより七度之ありし敵よりの
古杉樹破裂し昨流れ鳴りかへりし時年ありの傍祢

杉木文庫

茶を煎き沙汰を揚てまてまち小縁裂して來客
あり頻奏して勅使を遣といへり
軍〇嵯峨集に梅と梅と字訓同しき事いへり　湖海新
聞に梅と毒といへし
日〇水鏡に欽明帝の御時百済ノ國人一婦を抱て
子を生れ帝に奉りて師子と名付たりて
ありまりといふ事を記せり今篠田の森のしし
のうと一般の事にや
日〇東関千葉ちまて毎年大晦の夜諸民集りて
人の事をうたひて大に笑ふ事あり是を千葉笑と
いふ　蠹菴記　京師祇園の社除夜諸人互に悪言を

吐(キ)て笑ひ合しまた何ものも是は似たり我契田の社
五月四日令歌(ユウトウ)まとそ神人集りて笑ひあて大小
笑ひやまぬ事の風俗ありし事多かなるへし
日〇中比説経師とて俗の書を常として唱説する者多
かりし　安居(アク)院の澄憲三井の定円これか祖と云
自然東岸ハ居士と号して児のすかたなり羯鼓
と弄編木(サヽラ)とすり笛をまひて唱歌を事とす是
今の編木(サヽラ)すりの祖なりや
日〇母衣(ホロ)
軍家者流本説を知すして王陵穰武より
起りといひ或ハ胞衣に象り陰陽和合の表なり

といふ或ハ神功皇后三韓を征しありし時住吉の神
制し給ふ所の手様なり九と本拠もなき虚説を
造りてありもせぬ事を振く振事を作り今昭(?)安紀
為合を作りて秘事として作り又民姓の母衣を立
て源氏ハ武羅衣と書平家ハ神衣の字を用ひ
藤原ハ綿衣と為ひ橘ハ母衣といふ字といへり
其世の作り事ハ愚俗姓氏ハ源平藤橘と思ふ
故なり古へより武林説姓あり豈四家にかぎ
らんや然も知らハ何の世にありあるとふをすると
知らずして謾に為なる説を為一矢何にするか
其本説を別に傳ふありて傳へをりて不可也

○世上ノ毀誉ハ人間用捨ニ在ス貧富ニ　故諺

嗚呼毀誉の實なく只時めき紀あへるをよしと
時ニあへるをかしこしとす故ニ道ならぬ挙動(フルマイ)
をしても位高く禄を好ん事を念われさぬ
いとあさまし

○人物競ニ紛花ヲ麗駒逐ヲ鈿車ニ此時松与柏ハ不ㇾ及道傍ノ
花ニ

これ詩人の風諭なりけり松柏ハ後にさかし詠し
ヶ槿花のあるなりに人傳へきなれと一旦ハ利
ニ並りれて商家の花美を希ひ豊圀の志立(コイナカ)紀
故世挙りて信風ニ從ひ傳ふらん

〇丁亥七月十日の夜星月を貫き侍りしも暁にや
家の千代君降誕ましましけり同し九月廿八日に早世
ありけりあはれしめ天家の悲ありけるとや徳通院
小葬しまゐり幻幻院殿涼花露月大童子と称し
奉る（結天上人焼香）末遠く思ひ家を忍ひしめすへき御方
なりしかりくあへなくうしなはせ給ふ御事悲しき
なりし世なりなけきかなりしともなりけり

〇　摂州大坂地震改

一 潰家数六百三軒　一 竈数一万百軒
一 圧死（アツ）三千六百廿人
一 高波溺死一万二千人余

一 落橋二十二所　外ニ掛橋四ケ所
一 破船大小六百弐十余破

〇　紀州熊野地震の改

一 長島地震民家頻倒候処高波にて屋舎不残漂流
禅寺一宇炭焼土蔵三軒都合男女八百余人没死
内七十余人死骸出ル

一 尾鷲町凡千余軒流ル男女不知数溺死
一 引本村屋倒したるくなり　一 桂村家五六十軒人数不知溺死
一 志ら村家卅余軒人数流七一　すゝ村家八十余軒流ル　内[illegible]倒しなと[illegible]
一 木の本家六百軒人数ニ流没
一 大泊家二十余軒人数ニ流没

国立公文書館 National Archives of Japan

一小白家三千余軒人家流没
一彰城大ニ破レ崩レ町屋民家大堅顛倒
男女死人七百三千余人
右之外く四月の晩より六ヶ月迄汐満形尻村出より
て船ニて血路あし

○巨勢ノ金若（カナワカ） 大納言 仁明帝の時の人之
金若子 清冷殿の絵を書とあし
金村 相覧 公忠 公氏相続して絵
と絶せり

紀金岡（カナヲカ） 法名田深 朝日ノ阿闍梨と称せし 絵合の妙手
宇多帝の時の人之

賢真 金岡の子慈雲坊と称す 佛像の妙手 後冷泉帝の時の人之
狩野岡（カノシカ）

右三人何も世ニ名ありし画なきかして其名
もきこえたりまれハもり世まれ往々畫工印章
雑玉集と云て記さまし或ル人曰ク土佐と云
画工代々あり其祖父ハ名如何 答フ是れ権中
納言長良卿の裔皇太后宮大進為経 法名寂超 大原ニ住ス
子左京大夫隆信 越中守 上野介 土御門院の時の人 よりおそらく隆信の子信
實其子隆経 其子隆親代々繪を絶せす
隆親の子中務少輔 備前守 行智繪所に補し

より其子土佐守行廣又絵所なりし代々土佐と
以て稱號とす今の人土佐といへは此等の畫
かきの事をいふなり琢磨法眼榮可粟田口法眼
隆光住吉法眼俱慶 俗名廣道 等も亦土佐の庶流
にして名絵多し

○或人問中世の書札官名の下二合の文字あるもの
多くあり何の謂ぞ　答て中世官家名花押あって
月日の下に押す同事也下人もせす書には名の
判と云ふことあり
名字上の一字ハ花のごとく文字に書れ一字ハ
崩して花押とすたとへハ元義といふ名を

文字花押
元義（モトヨシ）如此くと名の判と称す是より下輩へハ
判すへりと書又是より以下人ハ判をも押せす
して只二合と斗書て濟すこと至極下輩へのあ
らぬ書札家の秘事なりとぞ傳ふなり

○又問銚子提あり傾の家其説あれども虚誕の如し
実に口傳ありや　答 臺上家の故実と云しによそう
銚子ハもとますすくなお（右の耳までつきくちの端をおさへたる柄のまかりを通へ）かへの
人銚子右小ありてかへ傳ふ時を銚子の左耳方の
ほすりかへさせ注（ツグ）時を右の口よりつき傳ふこと古法へ

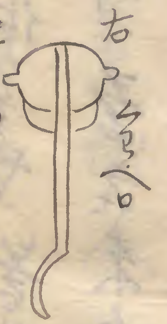

○又問蝶花形ハ何ぞや　答気ハ塵を覆ふ
右の足を包ハ如何　答元来包むハ古法にあれども無ハたの
ほそかへとなすゆへ右の足ハ用ゆ左ハ塵を入れ
さりとてあまり包しては胡蝶よりつまの此紐子ハたり口
ありふさて一口なり是如くと用ひさる所なりとや
四言対相撲との紐子の号を左一口なりもう
こうしの剣も介ハ片口と云之伝り

○我公御家人のさしあ御側流の一本きるひハ柄（ツカ）よ
まりの役多き故いとかたし〳〵剣せしめ此使
役の四半也ハ其人と見え知りせめへきしらぬ輩及ひ
家合家と従ゑのさし柄ハ限家ききりし此高足下

兵の両ハ其人縁の定式なく候の指揮と見へき
為とや其他御家の此様実ハ他の知るへきにあれ
されとも今時我ヵ分上の軍役人数の此定めとだ
むかし〳〵知る人も無れなるまや又分外の害を
と潤して人ゝ衛ひ危学の為とする者もありて
こと太平日久しけれハ是共に同意此まの有れとも
凡武業の家にて生れて軍役と第一にて仕する者ハ
まその事もしれらしくハせんハ太ゐ本まりすや又何れ
の武人もしきところ読示の為さられと有りして
みるをしいと不用へ武人ハ武人の紋（ホリ）あるへしあらぬ
花英と專とするにおゐていと似ぬなきわきなりと哉

老人云ひ侍りし

重〇春日井郡枇杷島ノ橋長サ百十一間　东ノ大橋六十五間　中島十三間　西ノ小橋二十九間

〇本州春日井郡山田ノ庄东嶋村釜(ヤキモノ)陶の竈七口同庄瀬
戸村ニ十二口ありて瓷器を焼出す後日命侍りし
祖母懐の土六面所の内にあり　国禁ありて
命下されは庶人ことを禁す又青絵　青絵の焼出を十ヶ年許り
此地にて焼すれとも異邦よりわたす青絵に
比すれは都遠り

〇前将軍家御中陰东叡山にて行なはせ給ふ
正月廿二日霊柩上野へ入御ましまして同廿八日に
御葬送准后(ジュゴウ)宮　一品法親王公辨　事を執せさせたまふ廿三日

より御建碑の入堂二月朔日に初七日其法会
二日三日八二七日四日五日八三七日六日七日四七日八日九日八
五七日十日十一日八六七日十二日十三日十四日十五日八七七日の法会
とりや十四日十五日百ヶ日と擬せられて事終り侍り
さらんは基志なんとは大学頭信篤命を奉りし
とそや

〇二月十日比は大納言家に参あるへききこえし
ニ浄光院去故大方六日御参諸衣冠に縁綾袴御帯劔トミし
なる朝家より勅せられて下向の人々ハ
勅使　内大臣伊季　菊亭殿
仙洞使　昭尹　醍醐大納言

東宮使小川坊城中納言俊清　女院使綾小路ノ宰相有胤
宣命使平松時番少納言　副使少内記
勅使に清閑伯耆守　仙洞東宮使小大村氏
後ち女院使小佐竹壱岐守中宮使よ前田
采女正大准后の御使小織田監物を以て
饗せさせ給ふとかん 二月十三日前田采女と織田監物と辞退す
○御悩不ゝ去月御傍を蒙させ給ひ浄光院と称し
まいらせありつ痘瘡乃御悩にさゝり御快復なに不及
してきゆきき九日よりうれさせ給ふ
○前将軍家御薨逝の後正月廿八日御牌子を立
られ旭峯院二品前右府と号して御仏事執行

なりせまし〳〵ありて二月朔日其後　勅定ありて二月十三日正一位
常憲院と御号を諡しまいらせられ
大政大臣を贈らせ給ふ　宣命出　別記す
勅文ハ書経ノ胤征の文字なり
先王克謹ニ天戒ヲ臣人克有ニ常ノ憲ニ百官修ニ輔シ
厥后惟明々タリ云々　常憲者奉ジ法ヲ修メ職ヲ以供ニ乃辛ニ也云云
御崇号ハかくたゝしかりけり憲字且ツ称誉しまいらせ
臣の御儀令のまゝに讃しまいらせて我
帝業のいちじるきにも志し奉り足利家尊氏を等
持院と号せしも禅僧の事なりし仏事の文字
なり夫しより代々将軍家の号せし院号多くあり

○今我ヵ家ハ東照の御宮第八更なり
台徳公より以来皆聖経の正しき御徳号を
勅授ましまする事古へもためし稀にいまだかつてなき典例
なにごとあらはけなき此ゆゑなりしも無治世のすゝき
なりと親しみへあふぐのミ

○尾州斯波の紋竄のもんなり文枚三橋なり広井ノ
八幡古神器大概三ッ橋なり且ッ斯波の庶流牧氏の
紋も無三ッ橋なり

○○斯波左兵衛督義良　尾張屋形清須城主

斯波治部太輔義通　三松軒

斯波右兵衛佐義銀

津川弥太郎義長

津川玄蕃允義冬

牧下野守長義　尾州春日井郡川村ノ城主　母ハ牧左近女

牧与三左衛門尉長清　尾州愛知郡小林城主　法名梵阿　妻信長公ノ妹

女子　細井樽之助妻

牧喜右衛門尉長治　法名休菴　春日郡長久手村ノ住

牧右衛門四郎長正　実ハ長清ノ弟　母ハ長久手ノ領主加藤太郎左衛門正元女

元亀三年十二月三方菓ノ役属ニ榊原小平太ニ戦功蒙ル疵ヲ
丹羽六太夫酒井与九郎来リ援リ長正助ニ濱松城ニ而死ス四十
二歳法名善祝

牧助右衛門長勝　初ハ又十良長次

勢州大河内ノ役十六歳其後属シテ瀧川一益ニ甲州天目山役
頸ヲ武功ヲ一益ニ入ル高野山ニ之後奉仕家康公ニ相州小田原
従二十九歳ニ慶長十四年十二月奉シノ命ヲ来リテ尾州名古屋ニ
城検地縄張ス

牧助右衛門　牧下野守

牧内記　奉仕尾公ニ

○尾州丹羽郡稲木（イナキ）庄犬山ノ城ニ歴氏

犬山ハ中世以来妙法院門跡の所領なり　永享
のまより斯波氏主維して家臣織田氏所之
斯波元勲始て城を築くところし

（大長男）織田大和守敏定　　（御廣ノ中子）織田與廣近　法名ハ珍山嶽常宝

（敏信ノ男）織田伊勢守信安　法名常水　　（敏定男）織田左馬助敏信　後号伊勢守　法名常也

織田与次郎信康　法名泉嶽　　（信康ノ男一云弟ト）織田彈正忠信定　法名月巖

池田勝三郎信輝　後号紀伊守　法名勝入　　津田十郎左衛門信津　法名誓斉宗傳

中川勘右衛門定成　信雄ノ臣也　　（信長末子）織田源三郎信房　初ハ勝長

定成勢州峯の城を去りて亀山に入統して・退
散の時池尻平左衛門に害せられ此後定成も亦傍

其として犬山の城を守りしものゝ処に池田
勝入襲来て城を取り玉ひましけるとなり
池田勝入　加藤遠江守泰景 初ハ佐内丞 信雄臣也
武田五郎三郎清利 信雄ノ臣也　士方勘兵衛雄良 後改ニ雄久ト
武蔵入道常閑 関白秀次ノ実父ニ初称ニ長尾武蔵守吉房ト 後号ニ三位法印ト
三好宰相秀俊 秀次弟也　三輪出羽守 秀次臣
三輪五郎右衛門 秀次ノ臣　石川備前守光吉
北條左衛門大夫氏勝　松平左馬允忠頼
右二人関ヶ原ノ後後ニモ父子守城ヲ
小笠原和泉守吉次 三位中将忠吉卿ノ臣也
平岩主計頭親吉　成瀬隼人正正成

成瀬隼人正正虎
成瀬隼人正正輝　成瀬隼人正正親
○熱田ノ社大宮司及ひ祝師惣検校等袍の紋桐竹を
用ゆ凡桐竹ハ　皇家御袍にこそ織るべきに如何
して地下の祠官用ル之やと同人祝りし事曰諸社
の神人位袍の紋多ハ其社ノ神衣を申し下して着し
侍る事古今其ためし多し熱田の祠官も文綾
應永廿六年熱田ノ社遷宮の時の文書今多く田嶋
家に蔵ぎ其内に曰
熱田太神宮御遷宮ニ祝師役之次第
一於于神前七日籠りして大宮八殿宮寺社々御志つゝ

とその人々也雑用拾貫文
一祝師装束の分参拾貫文
一俳優装束の分拾貫文
一其外方より前後の礼銭三拾貫文
一御遷宮に付て御神の御装束祝師へ納め也
此末の一條まて神家と相約して差出しを収めけし
其後及ひ惣検校等も浄所の例ある故一同の役よ
も用ひ来りしと云々
○又問右の其後諸事を主雑に祝師家と惣検校家と
定法如何 答今のことき八其後共一定田沼主殿の
御家と年老より係りて交二三の定より差し伺ひ候

今世まて其後も年々次第まて尾張氏と更定し
然りや古状の中より田沼家より出し
今度東鑑大概右所礼銭之儀申し候事也
此方ニて上ニ批判一義ニ也境内宮中の事共
年々より祠ニ神家大法ニ於て相定ニ也条六ヶ
村名主の社家帳の所前ニ而其人ニ下され候果也
不足之所御沙汰也と云々儀なし

七月廿五日

佐久間主羽林
紀璽
荒川主水
景廣

村井吉兵衛
貞勝
濱田與助
秀明
狂言師叙
千秋殿
越掾掾殿
々以下
明日明後日の内てお済ム
右の古状を以て見れハ信長公の時まで三家の次

座する事ハ年老次第と見えたり
○侍の礼服ハ素襖上下烏帽子小サ刀
畧の時ハ懸素襖　袴さしたりなり　して帯とし烏帽子なし　折烏帽子　付緌
足利家の末まで如くありし事稀成後より
多り〳〵とかハりし今の神事の上下の
起り成り肩衣の事ハ平ノ信長公以来なるよし
近年織田貞置老人語られ侍りし
○洪武故事ニ云角觝ハ六國ノ時所造ルなし角觝注云
戦國ノ時講武以為戯楽ニ相誇示角ニ其材力ヲ以テ相
觝觸スト云し今の相撲也
○建武延元の頃越前玉黒丸の城を黒丸入道性

といふ者ありこれ朝倉廣景なり但馬ノ国より
越前に来て足羽北庄黒丸の館に居り朝倉氏
越前に住すのはじめ也後斯波家の家老と成
朝倉氏あり八代子孫なり

○又往古ハ庄園の号なし中比諸家及ひ朝臣(テウシン)にて
にて地を猥りに家より国を主て主領せられし
先より国衛(寺の路を行處なり)と庄園と(庄園の令を施すべからず)別に命
せられ異郷の地を封するに似たりされハ諸院
諸家親王大臣の御封ハ古へより有りしがこれも
官府を離りて其地の正税(ぜい)を寄せられしまで也
皆此国の支勢なりし中古より庄園とて不輸江の

地と云ふ是国不入の地多かりし庄ハ田舎なりと
字ゟ出しもあり庄園ハ其の宮其の大臣の御庄園の
預人(アズカリト)といふ事之頼朝の後ハ處々に地頭といふ者を
置て庄園の号なしこれを郷(がうし)保(ほう)司と称せし
これより武家国郡を司らしめて古への諸
なかりしされとも又今のことく数郡を領(ス)へ一手
と成しけるとせし事ハなかりし其氏天下の権をえ
りて後ハ乱世にて大軍を以て他を攻取り自他の
分かちもとせし者ども多かりし故に大名處々にありて
来て中比の風俗も変し始まれり以来其子孫
其地を有(ユウ)して今に伝へたるもあり或ハ新に

命して玉詞を編集せし今のごときものゝ
こし給ひを討遣しめんと等しく給ひまや

○朝野群載二十巻に唐憲宗我国の人に錫ふ
位記ありこれ我邦官人に錫ふ位記は此例に
效へる事明らけしされば文苑

日本国判官正五品ノ上兼ノ行鎮西府ノ大監
高階ノ真人遠成
右可ニ中大夫試太子中允餘ハ如シ故ノ
勅日本國使判官正五品上兼行鎮西府ノ大
監高階ノ真人遠成等奉ニ其君長之命ヲ
越我會同之禮ニテ溟波ヲ而万里獻ニス方物ヲ於

三陝所ニ宜ク褒奨錫班栄可ニ依ル前件ニ
唐
元和元年正月二十八日　　中書令　闕
中書侍郎平章事臣鄭絪宣
中書舎人臣盧景亮奉行
奉
勅如シ右牒到テハ奉行セヨ
元和元年正月日
検挍司空兼侍中使
門下侍郎平章事　黄韋

拾支中登　侍都事
月日　左司郎中
吏部尚書闕
吏部侍郎宗儒
尚書左並平章事左中書
告ス日本国使判官正五品ノ上兼行鎮西府ノ
大監高階真人遠成ニ奉スヘ
勅ヲ如右府到テハ奉行セヨ
員外郎次元
主事榮日

令史惣初
書令史
日下ス
元和元年正月
かくのことく書せり件の正本ハ内記房ニあり
しかし後ニ南所ニ納りしへくより太の
内誤字ありけるニ見ゆ

○今度於黄門達諸例用ニ而相違無之候セ云
大樹公厳命ノ由殊ニ其下知畏悦蒙ス入候仍
為其賀札如此候也
八月廿七日　花押　一条家関白殿御書なり

○今般家例相続之事被蒙鈞命之由相悦候へ

隆為御記冥之事候然ニ也経也彼以一首伸
賀義也謹之
仲秋念七　花押　近衛関白殿ノ御書なり
右ハ吉通卿へ被進御書なり此御名ハとすよ
尾張大納言殿と有り

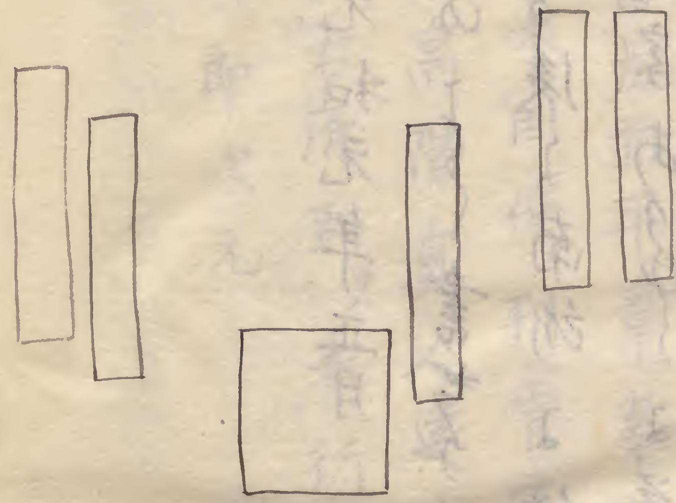

○色紙短冊粘抵　重半角次ニ
此重角次ニ角まきとゆるまでも
あすなり　但し短冊ハ此乃
訓ニあすべし　彼ハ表ニ秋冬
雑恋部祇釈教羈旅哀傷神
祇までも賀ニても皆なり
哉ハ方一ニあす彼を見るにも
集の部立にあすなり

○己巳五月朔日晴天　関東御昇進　同日諸家御饗応猿楽　同四日勅答下さる
勅使　高野権大納言保春卿　庭田前権大納言重條卿
宣旨御使　押小路大外記　壬生官務
告使　山科民部大丞　副使　青木左兵門尉　青木右兵衛尉
仙洞使　梅小路権中納言共方卿
東宮使　鷲尾権中納言隆長卿
女院使　滋野井宰相公澄卿
中宮使　外山前宰相光頼卿
大准后使　交野三位時香
御衣紋　高倉前権中納言永福卿
御身固　土御門陰陽頭泰連朝臣

御衣紋御身固等ハ御黒書院とそし
近衛左大将家久卿
上首
二條右大臣綱平公
宣旨御位記之目
征夷大将軍　右近衛大将　右馬寮ノ御監コケン
淳和奨学両院別當ニ通之　源氏長者
右六通　官務方　筥箱　青木左ヱ門尉
内大臣正二位　御ニ位記　大将ノ叙留
随身兵仗牛車
右五通　外記方　筥箱　青木右兵衛尉
○
右御大廣間　出御　造使進テ立テ庭上ニ呼フ御昇

進ニ高声ノ音　次ニ勅使院使等進ム
右大臣家以下御太刀進上宮々
家等之御使畢リて二條家近衛
家之雑掌並楽人惣代御冠師
至ルマテ奉仕ト　そし
今日公武有官ノ面々皆束帯
○
五月三日堂上方御饗應ノ猿楽
翁　三番三　幡爪流　にたろう　ほう市
開口　　　　　　　　ほたろう
夫レ天なかく地久かうけつく　松のうけ　ころく
松ありみどりのさすく月にうり民さへはこし

目出度かり末々御代とや

高砂　観世　三十郎　ワキ　梓太夫　宗太夫　惣太夫
田村　金春　八左衛門　又七　清六　市太夫
東北　宝生　新次郎　清次郎　長左衛門　長蔵
羽衣　金剛　長三郎　市之丞　[illegible]
祝言　七太夫　庄三郎　三之丞　作右衛門
猩々　来　五郎右衛門　新次郎　又八
いくた　清次郎　又十郎
作右衛門　太次郎
作太夫

○五月十六日尾公紀公水戸公於ニ秋元但馬守喬朝之家ニ會

盟ト云ゝ
前将軍御政始之时　三家之公於ニ堀田筑前守正俊之家ニ
會盟也豊臣秀吉聚楽　行幸之時會ニ請大名ヲ令ㇾ盟自此
初ル欤

○同月廿三日尾公飯国ノ上意 上使大久保加賀守 賜ニ長光ノ御刀
御馬一疋時服一百白銀一千枚伽羅一木ヲ云ゝ

○文武の官人の座次ハ五位以上ハ位次に依りて席を
なす同位ハ換位の先後にしたかひて座す六位
以下ハ年老次第に上座するを令の定法なり

○凡位に叙するに従五位下より従五位上に昇り
正五位下に至り正五位上にのほる事不絶是然

の辨官の官位なりけれは、やかてこれより従四位
下に越階するは稀にして、されは皆これより又正四位上
に進む事、不能これ皇太子ノ傳中務卿の本位
大弁の官位なれはとや、却て従三位に越階する
事は宣下ありといへとも、先は地下のまゝ補すれは堂上
の家とていまた同しく今年己丑の補任を見るに
正四位上ハ万里小路尚房(藤原右大弁)一人、正四位上ハ裏松
益光(権中弁)清閑寺治房(藤原左中弁)二人より外なし
季世といへとも弁官の定職なる事可知。又同位立
さる者歟

○西京正法山妙心禅寺の地は、昔し籍田の跡にして、後
行在(アンザイ)に擬して宮殿を建て花園を治めける時の
人花園離宮と稱せり。延喜中廢絶せり。白河院
の御宇、園を以て花房有仁公に賜ふ。仍て池館を開
て燕居せり。世これを花園亭といふ(花園左大臣の稱これ也)
假山園囿奇樹名花、西都ノ一壯觀なりしか、一旦
兵燹に厄して烏有となれり。延慶帝此地に
離宮を営しのひし故、花園御所といふ(花園院是なり)
歸元帝の時、上皇(花園帝也)御園を捨て蘭若とし、開(カイ)
山(サン)和尚を以て開山第一祖としめけ(上皇ハ萩原殿に移りおはしまし、或萩原院と稱せし)
晩年に至り後に玉鳳院を建て仙居しのみといふ。大内ノ
兵乱を發せし時、ちか庵を没せられ、應仁元年の

大乱に廃墟となれりとや明応二年正月英朝が
ち紀にみえたり
○瞀銭 臾 楽浅等かんの言ゟとよみハ覚ゑり かゝる倍々多しされた
此類をかなよむ事ハめやすし 皐盡 子テハ 絆細 ツチ
包代 拝目のふたつ凡袋と云ハまかし 式に包袋とも書もあり 卓獻 十の象之庵音にツボリ 直に卓机の事とす
貫躍 とよまぬもも もちひて
○楠正成こしめハまさ なりと呼しが将軍ノ宮成良チラ
親王ノ諱を避てまさしげとよみたへしとや文朝の
字公家ハ多くあさと読み武士ハとももとよむなりや
代しられまさして定れる事をまもらず織田ノ信雄
とのよみをとよみへし事が正しく伝れたる文のことと

唯をも選びにあらす公家まてハ上よまあれハろと読
トよまあれハとと読 正親町実雄 祖たた大臣 等の説也 信雄 和哥ハのみと
唯しが公卿なりの時よりのみとともよみくたされ
しとや花山院前大納言定誠モト卿の説とこし
○済海云不比等もと史の訓字にてふひとよむへしと
トウ字と上声によりてトウト唱るも古実なり古
今集の序ヤマトとあるをトの字を上声によりて読字
ひと一般のことと勧修寺ノ一位経致経られしとや
○或人曰朝廷の御儀式の中使廳の判官など列
座し罪人を刑せらる体をとり白布を以て波都の
首に墨キ挿ヒトを以て打まゐとす 正月七日 此罪人になる

昔は鞍馬山の民家定りてまいり下行三石を給
して侍り如何なるにそ答へられ着鈦政なりしハ
し延喜式ノ二十九囚獄司にみえたり 五月の政并に十二月廿日とハ定たり
ここを昔ハ実の犯罪の者に鉗鈦又ハ盤枷を著る
東（東口 ホノテ）河原まて行ひし事なり今ハさる事も絶にしや

○尾州の俗に初茸をあをまちと呼ハ代りさきにも赤キ
と青キと二種ありされとあをきたけあをなる
たけといひし又たけのことをも異しあをなる
あをきといふを略しあをまちあをまちといふ
なるべしには初茸をあをまちとすりけるあひすりたる
俗ひ侍る是のこなれす一カツの為に御諺（キャウクエ）方言（ハウケン）せよ

多か家

○平信長桶峡（ハサマ）の役に定られしハ牝馬（メウマ）なりしとや彼ノ
自秘蔵の名馬十疋を屏風に描（ヱガヽ）せたまひしか其ノ
牝馬と其ものに写せしめたまひし其ノ屏風織田山城守
長教朝臣遊云の後遂にうつして我大納言殿に編
られ侍りし

○地下の官人雲上の列にか家此道退といふ事
ありたとひ三位に居といへとも四位となりて
昇殿す
補任を按するに大中臣ノ景忠卿延宝六年
十二月二十一日進従三位 同日神祇権大副 天和四年二月

九日逆退　同月十一日聴昇殿ヲ貞享二年
九月十日復叙従三位

○唐朝小十部の楽を立しられし
燕楽　清高　西涼　天竺　高麗　亀茲
安国　流勒　康国　高昌
我国に伝へし楽は此中なかりし

○同十香或八十種(シユ)香(カウ)とす何を集らる香をや言
印海を按するに
梅檀　伽羅也　沉水　蘇合　薫陸　欝金(ウコン)
白膠　青木　大香也　零(レイ)陵　甘松　鶏舌　丁香也

重復　○秀吉聚楽城落慶の際いつぬまひのひらん一首
の句を詠せし例
露とをき津ゆときえぬる我身かな難波の事も夢の世の中
自筆に書て尾張孝蔵主に命しおかれしおほくあ
逝し用あらん時に見せしてよとのたまひ年比一し
慶長三年八月十七日孝蔵主をよひてかくやありし
読しかやあらそちに来れと孝蔵主の尼やかくて来り
けれは年号月日諱(イミナ)をもかきそへたまひ花押をも書
あひていまたいかゝあらんとて其後おもはせまし
喪を翌日(アクルヒ)薨したまひしかは是を大閤御辞世和
歌とて世に家に伝へ蔵めとくとし今それも
定の家にありとなん

中納言家定ノ家司ニ輔利房ノ淡路守利貞ノ肥後守公定

○君子書類要巻ノ三ニ庶民婚礼の條ニ上戸ハ八瓶下戸ハ二瓶といふもと民戸の上下をいふとも瓶数多かるを飲酒の多きを上戸とし少きを下戸といふとかや

○處己箴語曰千言千中ハ不如一黙ニ百巧百成不如一拙ニ

○居官箴語ニ曰富不親兮貪不疎兮此是人間ノ大丈夫富則進兮貪則退此是人間真ノ華

事林廣記

重複

○徒大臣家に今物加波意須留といふ詞ある是ハそのうち語あり此ノ何民と和家の語意してお かつと思りいひあん多くの移の分転しも語とかかる しうきんと讀し其人あふ人の族人実定ノに まひめひし者の商あり かのあふ人の族人姓名帯 曰新拾遺ノ八番別の語よ家系經尹とあり

○或人問もつかうの紋本仇と書り古今家紋の條を見るに其説ありや曰もつかうとハ根本幅額ノ窠子といふなりかしてこれものまかうハ（手の上へへりのごとくかけてそれとぬい目へ幅の縫とくこれと）絵く四花形の窠の紋なり縁るハ小くたてなりよかくこれ云もつかう用ひさて古へ用ひ 澄ハ朝倉氏の先祖日下部宗清と号す射をよくす源頼朝ニ感ひ

不明を偽ひ且御簾の紋をかし 嫡派これなり
云ものなれを家の紋とするなり 姻舎氏系傳に
見へたり以此ヲ證とすへし

○織田信雄を世にノブヲと讀ハられ初信意(ノブオキ)と名ノ
謂(イヒ)し故信雄(カツ)と改られし後もノブヲといひしノブカツ
と讀へきなりと古記に見へたり 間云権入先年筆 乳を越え
北畠権中納言具教卿の実子に信意と云ひし人
別にありしといへり此説を非也 信意信雄一人両名也 信雄北畠
の養子となり初ハ具豊と称せし 具教ノ才女を妻とす 北畠
系図 寛永十八年御撰 に具教卿の実子中にも兄弟中にも別に
信意といふ人なきと云て知るへきなりと

但し諸家傳に具教の子信意改二信雄ト其子親顕
慶長八年にありと記せり

○異性相續ノ諸家大槩

近衛信尋公 後陽成院ノ皇子
一條昭良公 信尋公ノ弟

正親町ノ季秀 源重保男
持明院ノ基定 吉良ノ義明ノ男

以上藤氏

庭田経資
白川雅陳 藤原ノ永孝男

廣幡ノ豊忠 久我通名男

以上源氏

東坊城ノ盛長 藤原為康男

以上菅氏

武家ノ大槩

保科正之 復ス松平 秀忠公ノ男 今至ニ正信朝臣

岩城貞隆 佐竹源義重ノ男

上杉 長尾氏 元ト平家 輝虎以来 冒ス藤原

久松 元菅原 定勝賜フ松平ヲ 故冒ニ源氏ヲ

松平下野守忠明 奥平信昌ノ男 平氏

藤 本多中務太輔忠國 松平刑部大輔 源頼之男

藤 本多縫殿助康後 酒井源忠次男

小笠原左衛門佐信之 酒井忠次三男

藤 秋元但馬守喬朝 戸田山城守忠昌男

藤 牧野周防守康重 本庄因幡守藤原宗資男

源 土井山城守利忠 稲葉越智ノ正則男

藤 内藤主殿政貞 土方釆女源男

内藤若狭守 禾津周防守藤吉盛ノ男

内藤駿河守清長 水野源守正男

松平右衛門大夫正綱 大河内秀綱ノ男

松平丹波守康重 本称ニ戸田ト主殿父 藤原氏也

松平周防守忠次 本ト松井左近

松平丹後守重直 小笠原秀政男

相馬圖書頭宣胤 佐作少将源義胤男

石川主殿頭忠総 大久保忠隣男

脇坂中務少輔安政 堀田ノ侍従紀正盛ノ男

板倉頼母重高 小出藤原英利男

九鬼式部隆資 松平伊勢守男

九鬼大和守隆方 柳生對馬守宗在ノ男

九鬼兵助隆休 戸田土佐守忠定ノ男

菅 堀美作守親常 近藤縝部正男

西尾丹波守忠永 酒井重忠男

増山兵部少輔利須 那須遠江守資祇ノ男

源 市橋兵部直方 溝口藤原重雄男

久留嶋織部 脇坂淡路守安昭ノ男

在原 太田原備前守典清 織田小重郎男

藤
柳生帯刀宗重　岡部長恭
男

右一万石以上諸家也其他ハ暫ク畧ニ之

○武家年始に主君を謁する日を指て契とす
なりハ天正十年正月元日江州安土の城にて信長
倹約の令ありしより始りと云し

○武家正月馬祭と云ハ天正の比まてハ爆竹と称
し名あり武士馬を馳て飾りにかざりを紀
ちやうに火をつけとかあとする一同に童とも申し
立し馬とするに駈させありしを年始の祝儀とせ
又これはやりを馳せて昔と識ありて廃面せり
これを頬蓋と云ふ事の今古記録にありすれども
ありし頬蓋の名今ハ知る者なれくに傳りまや

○椎の葉折敷名上へに餉盛云し　太平記ノ五十五
打麦とハ往古木の葉を打ねて食を盛し
より盤をされしきと云ひしとかや
右神父の内宮の御饌ハ今も古風にて柏葉を
て供しな流

日本政府圖書
大日本帝國圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan